

豊田市における社会福祉法人等による生計困難者等に対する  
利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市における社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱第11条に定める社会福祉法人等（社会福祉法人及び社会福祉事業を営む他の事業主体をいう。以下同じ。）による生計困難者等に対する利用者負担軽減措置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的及び補助事業者)

第2条 この補助金は、生計困難者等が社会福祉法人等の提供する介護保険サービスを利用するに当たり、その利用者負担について軽減を行った社会福祉法人等を交付対象者（以下「補助事業者」という。）として補助金を交付することにより、生計困難者等の介護保険サービス等の利用促進を図ることを目的とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業（以下「補助事業」という。）を補助金の交付対象とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。ただし、補助事業者に交付すべき市町村が豊田市のほかにもあるときは、市は、市の利用者軽減額を各市町村の利用者軽減額の合計で除して得た率に各市町村が交付すべき額の合計を乗じて得た額を交付する。

2 補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書及び添付書類は様式第1号をもって代えることとし、その提出部数は正副2部とする。

(交付の決定通知)

第5条 前条の規定により補助金等の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金等の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者等に通知しなければならない。

2 補助金等交付の決定をする場合は、市長は補助金等交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

(計画変更)

第6条 規則第8条の規定による計画変更承認申請書及び添付書類は様式第1号をもって代えることとし、その提出部数は正副2部とする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 社会福祉法人等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、その旨、法人所轄庁及び愛知県知事に申し出た上で市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条に定める補助事業等実績報告書及び添付書類は様式第3号をもって代えることとし、その提出部数は正副2部とする。

(額の確定及び交付)

第9条 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第4号)により補助事業者等に通知した後に、当該額を交付するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。

(減免状況記録票の記載)

第11条 補助事業者は、様式第5号による軽減状況記録票を作成しなければならない。

2 市長は、必要に応じて法人から前項の軽減状況記録票について報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成20年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月6日に施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月14日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象サービス	対象経費（軽減対象費用）	補助率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・ 介護老人福祉施設</li> </ul>	<p>(1)旧措置入所者及び新規入所者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10%の利用者負担額</li> <li>・ 日常生活費（食費・居住費のみ）</li> </ul> <p>※利用者負担割合が5%以下の場合、ユニット型個室の居住費負担のみ対象</p> <p>(2)生活保護受給者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個室の居住費のみ</li> </ul>	<p>○軽減総額が本来受領すべき利用者負担額※2の10%を上回る場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の10%を控除した額について 10/10</li> <li>・ 本来受領すべき利用者負担額※2の10%から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について 1/2</li> </ul> <p>○軽減総額が本来受領すべき利用者負担額※2の10%を下回る場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について 1/2</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （介護予防）通所介護</li> <li>・ 介護予防通所サービス</li> <li>・ 生活支援通所サービス</li> <li>・ （介護予防）認知症対応型通所介護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10%の利用者負担額</li> <li>・ 日常生活費（食費のみ）</li> </ul>	<p>○軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （介護予防）短期入所生活介護</li> </ul>	<p>(1)生活保護受給者以外の利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10%の利用者負担額</li> <li>・ 日常生活費（食費・滞在費のみ）</li> </ul> <p>(2)生活保護受給者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個室の滞在費のみ</li> </ul>	<p>1/2</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）訪問介護</li> <li>・介護予防訪問サービス</li> <li>・生活支援訪問サービス</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10%の利用者負担額</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・複合型サービス</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10%の利用者負担額</li> <li>・日常生活費（食費・宿泊費のみ）</li> </ul>	

- ※1 旧措置入所者として、実質的に負担軽減を受けているもの（利用者負担割合が5%以下の者）を除く。ただし、利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。
- ※2 本来受領すべき利用者負担額とは、軽減を実施しなかったと仮定した場合の対象サービスの利用者全員から受領すべき利用者負担額を表す。
- ※3 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所者生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。